告 示

埼玉県告示第四百八十九号

より、次のとおり公金事務を委託したので、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定に 令和七年六月十三日 同条第二項の規定により告示する。

埼玉県知事 大 野 元 裕

委託した公金事務、 指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

の収納事務	及び運動場の使用吉川公園の野球場	公 金 事 務
一番地	埼玉県吉川市きよみ野一丁吉川市	住所又は事務所の所在地指定公金事務取扱者の名称、
で ;	令和八年三月三十一日令和七年四月一日から	委託期間

一 指定公金事務取扱者の指定をした日

委託をした日

令和七年四月

一 日

 \equiv

令和七年四月一日